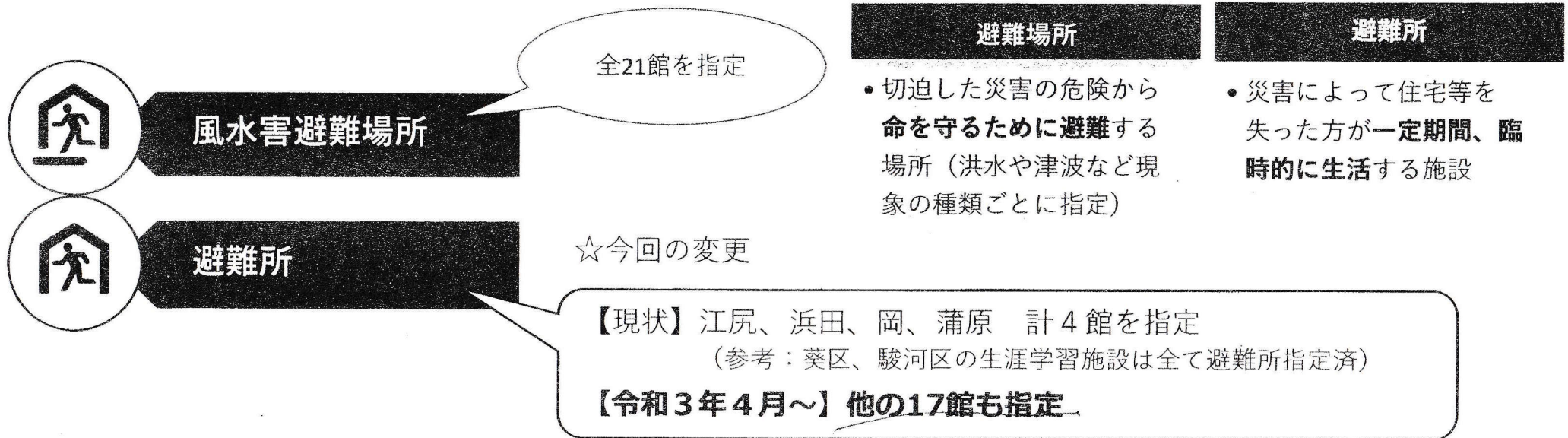


清水区生涯学習交流館の避難所指定について

令和3年3月 危機管理課

『経緯・背景』

- 平成25年の災害対策基本法改正に伴い、生涯学習交流館は「風水害緊急避難場所」に指定されています。平成27年には、市と清水区生涯学習交流館運営協議会で、災害時における協力に関する協定を締結しました。
- 新型コロナウイルス感染症対策で、国・県から、避難所の増設や分散避難の推奨などを求められています。昨年台風第10号が九州地方に接近した際には、定員を減らしたため、受入れできない避難所が発生し課題とされました。
- 本年1月の静岡市防災会議でも、避難所の過密抑制対策を推進することが承認されました。



『避難所指定されると』

- ・引き続き市職員（地区支部員）の参集拠点になります。
- ・看板を設置するとともに、必要に応じて備蓄物資の配置を行います。

『今後の予定』

- ・令和3年4月の静岡市地域防災計画資料編に掲載し、県や国にも通知します。
- ・ホームページ等に掲載するほか、区役所を通じて自主防災会長等に周知を図ります。